

新年のごあいさつ



院長 林 需

明けましておめでとうございます。
 今年は新病院も完成し、1月15日には外来棟も供用開始となり、病院内の動線も分かりやすくなります。

さて、自治体病院を取り巻く医療情勢は、まだまだ厳しい状況で、依然として困難な環境にあります。これからも病院は色々な辛酸を経験することになるとと思いますが、常に進化を求めて乗り越えなければなりません。

アメリカの経済学者ピーター・ドラッカーは、病院というのは、非営利組織であると言っています。この非営利組織の大きな強みは、人々が利益配分・獲得のためではなく、社会的使命のために働いているというところにある。そして、この事実が非営利組織に対して情熱を維持し、責任をもたらしとしています。

しかし、病院は非営利組織といっても常に医療の進歩に追いつき、先行投資・設備投資ができないと提供できる医療の質が落ちていってしまい、地域における病院の使命が果たせなくなります。

幸いにも市立病院は、皆さんの温かいご支援のおかげで、設備の整った新病院が完成し始動します。

今年からは新しい体制で職員が一丸となって確かな歩みを重ね、患者さんに支持される病院、そして地域において存在感のある病院づくりを目指します。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

■外来棟がオープンします

市立病院は、1月15日に外来棟がオープンし、新しい建物で外来診察を行います。

※神経内科・リハビリテーション科、検査、放射線科等は従来どおりです。

また、15日から、病院の出入口は下図のようになります（これまでの出入口は閉鎖します）。

工事は、旧館を解体し駐車場整備等を行っていきます。騒音等でご迷惑をおかけします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■外来棟の引越について

1月15日の外来棟オープンに先立ち、1月12日から14日にかけて引越作業を行います。

この間、職員、業者による荷物の運搬や備品の取り付け作業等を行います。お見舞いにお越しになるご家族様等には、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、12日から13日にかけては、基幹システムの移設もあるため、救急患者様の受入ができません。い場合もありますので、ご理解をお願いします。

1月15日からの 宇陀市立病院 1階出入口案内図

○図の説明

① 玄関…平日の午前7時～午後7時の間、開いています。

※平日の上記以外の時間と休日にお越しの場合は、休日・夜間出入口をご利用ください。

② 休日・夜間出入口…工事期間中は、平日の昼間も臨時出入口として終日ご利用できます。



宇陀市立病院では、今年の1月15日から 外来のお薬は全て『院外処方』になります。



当院では、これまで病院内の薬局窓口でお薬をお渡ししていましたが、新外来棟の供用開始に合わせ、本年1月15日から「院外処方」に移行いたします。

院外処方になりますと、病院において医師の診察や検査を終えられた患者さんは病院の会計窓口において、診察や検査に要した分の支払いをしていただきます。そこで、診察時に医師が薬が必要と診断した患者さんには、「院外処方せん」をお渡しします

患者さんまたは、ご家族の方は、ご希望の保険薬局に「院外処方せん」を持って行き、お薬を受け取り、そこでお薬代をお支払いいただきます。

なお、「院外処方せん」の有効期限は、発行日を含め4日以内と定められています。有効期限を過ぎた場合、また、紛失された場合は、再診察が必要になりますので、ご注意ください。

◎お薬を受け取れる薬局は、「保険薬局」「調剤薬局」「処方せん受付」などの表示がある薬局なら、全国どこでもご利用になれます。

宇陀市内では現在、次の薬局が開設されています。

- たんぼぼ薬局(市立病院周辺) ○なの花薬局(市立病院周辺)
- くすのき薬局(市立病院周辺)
- やまぐち薬局(榛原萩原) ○いずみ薬局(菟田野松井)

院外処方についての詳細は、広報うだ10月号～12月号をご覧ください。市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

お薬を受け取るまでの流れ



問 市立病院 医務課 (☎82-0381)

■宇陀市立病院職員募集のお知らせ

◎作業療法士(正職員) 1名

【資格】昭和59年4月2日以降に生まれた者で作業療法士の資格者または資格取得見込者。

【採用試験】小論文・面接

【試験日時】申込者に後日連絡します。

【提出書類】履歴書、資格証明書の写し

◎看護師(正職員・パート) 若干名

【提出書類】履歴書、資格証明書の写し

※院内には保育園を設置しています。

◎看護助手(パート) 若干名

【業務内容】病棟、外来での看護補助業務

【提出書類】履歴書



■糖尿病教室のご案内

【1月の予定】

- 第1回 10日(木) 糖尿病の基礎知識
～糖尿病ってどんな病気?～
 - 第2回 17日(木) 糖尿病の治療～食事療法～
 - 第3回 24日(木) 糖尿病の治療～運動療法～
 - 第4回 31日(木) 糖尿病の治療～薬物療法～
- 【時間】午後1時30分～ 【参加費】不要
【場所】北館2階栄養指導室 【申込み】不要

★問い合わせ&提出先 市立病院庶務課へ
(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)



問 消防本部予防課 (☎82-3199)

すべての住宅に住宅用火災警報器(以下、「住警器」と略します。)を設置・維持することが、義務付けられております。この目的は、就寝時の火災から命を守る(逃げ遅れをなくす)ためです。あなたや、家族を守る住警器を「寝室」に設置してください。

2階に寝室がある場合は「寝室」と「階段」の上部に取り付けてください。また、義務ではありませんが、台所等にも取り付けましょう。

万一、火が出たら、小さいうちに消すために住宅用消火器を備えましょう。

★命を守る「住宅用火災警報器」と「住宅用消火器」を設置しましょう！